

【特定事業者セミナー QA】

■ 「事業者排出量削減計画書制度の見直し」に関するQA

スライド番号	質問	回答
全般	府市で取扱いが異なることがある。分かりづらいため統一してもらいたい。	これまでから、京都府・京都市で協調した制度として運用をしてきたところではありますが、御指摘のように細かい取扱いについては統一できていません。今後も、できる限り京都府・京都市で取扱いを統一できるように検討していきます。
全般	京都府と京都市に同じ書類を提出しなければならず、手間がかかる。	現行制度見直しの際、京都市域にのみ事業所がある事業者は、提出先を京都市のみと整理していますが、京都市域と京都市域外のどちらにも事業所がある事業者は、京都府・京都市の両方に提出する必要があり、面倒をお掛けしており申し訳ありません。できる限り書類作成上の取扱いを統一化し、事務を低減できるように京都府・京都市で検討していきます。
全般	コロナ等により事業者は疲弊しているが、それらへの救済措置等はあるか。	脱炭素社会の実現に向けた取組については、大規模事業者の社会的責任の観点から各企業の自主努力をお願いしているところです。現在、本制度の見直しを含めて行政支援等は想定していません。
全般	特定事業者以外への義務制度は何かあるのか。	京都市域についてのみですが、事業用の延床面積が1,000平米以上の建物所有者へ報告制度を創設しています。京都市を含む京都府域のすべての建築物に対する義務としては、新築や増築の場合、再エネ設備の導入等に関する義務も拡大強化しています。
全般	今回説明された見直し案は確定している内容なのか。	基本的には変更することは想定していません。今回のスライド内で部分的に「検討中」としている点については、整理ができ次第、翌年度以降、改めて説明します。
全般	削減目標は3年間の平均しかないのか。	京都府・京都市が掲げている2050年、2030年に向けた目標を踏まえて、今回の計画書制度では、年率（＝3年間の平均）のみ設定しています。
全般	目標削減率はどのように試算しているのか。2030年40%削減を達成できるのか。	2030年40%以上の削減は、京都府・京都市自らはもちろんのこと、市民、中小事業者、特定事業者の皆様など、あらゆる主体がこれまで以上に削減に取り組む必要があると考えています。特定事業者の皆様には率先した取組をお願いしたいと考えており、部門別の目標削減率を設定しています。
4	脱炭素化の対策はコストがかかる。行政の支援はないのか。	脱炭素社会の実現に向けた取組については、大規模事業者の社会的責任の観点から、各企業の自主努力をお願いしているところです。現在、行政支援等は想定していません。

スライド 番号	質問	回答
6	目標削減率を厳しくしたのは何故か。	2030年40%以上の削減は、京都府・京都市自らはもちろんのこと、市民、中小事業者、特定事業者の皆様など、あらゆる主体がこれまで以上に削減に取り組む必要があると考えています。特定事業者の皆様には率先した取組をお願いしたいと考えており、部門別の目標削減率を設定しています。
6	これまで省エネ努力をしてきているにも関わらず、まだ削減を求めるのか。目標削減率を上げられても、対応できない。	これまでも努力してきていただいているとは認識していますが、2030年、2050年の目標達成のため、省エネ努力は引き続きお願いします。なお、第五計画期間から、これまでの制度では十分に評価できていなかった「再エネ導入努力」や「環境クレジット等の購入」といったCO ₂ 排出削減の取組を省エネ取組と同等に評価し、各事業者における環境配慮努力を可能な限り評価できるような制度となるよう見直しを行っています。
7	未達成の場合、罰則等はあるか	表彰制度であり、罰則はありません。ただし、これまでと同様に、今後も各事業者の計画書及び報告書をホームページで公表します。
13	目標削減率について、業務部門では6%になったが、3年間だと18%削減するということか。	目標削減率は、計画期間の3年間の平均の削減率です。
14	排出係数について、電力会社やプランが変わるたびに変更するということだが、それは年度の途中でも変更できるのか。	可能です。年度途中で変わった場合、電力会社やプランごとの電力量と排出係数を使用してください。
14	調整後排出係数として、どの数字を使用するのか。	環境省が公表している係数を使用することを想定しています。なお、契約先の電力会社から個別に調整後排出係数を提示されている場合は、算定根拠等を確認する必要があるため、個別に御相談願います。
14	電力の排出係数は電力会社の取り組み次第で変わる。事業者の努力では難しいと考えるが、どうお考えか。	排出係数が低い電力会社を選択いただくことも、事業者様の努力と考えています。
15	電力は排出係数をゼロにすることができるが、ガスを使用する場合、削減が困難ではないか。	「温室効果ガス排出量正味ゼロ」を実現するためには、CO ₂ クレジット等を購入することで相殺するなどの取組が考えられます。
15	製品製造・サービスを通じた温室効果ガスの排出量削減を評価する仕組みはあるか。	重点対策項目として「環境配慮製品等の開発・製造」を設けており、重点対策項目で評価することとしています。現時点において、製品・サービスを通じた取組について、温室効果ガス排出量に直接反映させるような仕組みを制度に入れる予定はありません。
15	非化石証書はCO ₂ 排出削減取組としてみなすのか。	「温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収分の購入によるもの」として算入可能です。

スライド 番号	質問	回答
15	非化石証書が第五計画期間から使えるようになることだが、今買っても次の報告書では使えないのか。第四計画期間のうちには使えないのか。	非化石証書は第四計画期間では評価できません。第五計画期間から評価します。
15	コロナで排出量が減っているが、コロナが明けたら排出量は増えると思われる。その場合、本制度上、事業者側が不利な評価を受けることにはならないか。	御指摘のとおり、場合によっては不利な評価となる場合もあります。なお、今回の制度見直しによって、各事業者におけるCO ₂ 排出削減努力を広く評価できるように改定したことから、実際にCO ₂ 排出削減に向けて取り組んでいる事業者の評価が不当に下がることはないものと考えます。
16	重点対策項目がずいぶん少なくなったようであるが、実施率で評価するのか。	評価方法は検討中です。
16	重点対策項目の評価はどうなるのか。	現在、アンケートを集計中であり、アンケート結果を踏まえて評価方法を検討する予定です。
16	新しい重点対策項目に関して、実施済とするために必要な根拠資料はいつ示してもらえるのか。	新しい指針等をお示しする2022年冬頃までにはお示しする予定です。
16	重点対策項目は業種によって取り組める数が変わるため、不公平ではないか。	これまでは業種によって取り組める数が異なりましたが、第五計画期間は先日のアンケート結果も踏まえ、なるべく公平になるように検討します。
17	生産ラインの稼働時間延長が計画変更の対象として認められないのは何故か。	物理的に変更が加えられる場合とは異なり、稼働時間は発注数等世の中の情勢に左右されることが多く、温室効果ガス排出量増減に関わる不確定要素が大きいからです。
17	計画変更の対象となる事象を変更したのは何故か。	この度の制度見直しに伴い、府市の運用の統一という視点から、改めて整理を行ったものです。
17	計画変更について、店舗数が頻繁に増えたり減ったりするが、その都度変更しなくてはいけないのか。	基準変更の要件に該当する事象が発生し、排出量が目標削減率の絶対値を超えて増減する場合、その都度計画を変更してください。ただし、変更の発生が明らかな場合、これまでの運用どおり、第3年度目にまとめて変更しても構いません。
19	「新制度運用開始に向けての準備」とは、具体的にどのようなことをすればいいのか。	電気の契約別の電気使用量を把握するようにしておいてください。
19	結局、いつ、何を提出すればいいのか。	京都府に提出いただく時期については、これまでから変更はありませんが、来年度から冷媒用代替フロン使用状況等報告書、再エネ導入等状況報告書を提出いただく必要があります。京都市に提出いただく時期や資料については、これまでから変更はありません。

■「冷媒用代替フロン使用状況等報告書制度」に関するQA

スライド 番号	質問	回答
5	冷媒用代替フロン使用状況等報告書は、京都市にも提出するのか。	京都市を含む京都府域のすべての特定事業者が、京都府に直接提出します。京都市には提出不要です。
5	京都市内のみ事業所等がある場合、冷媒用代替フロン使用状況等報告書は提出不要か。	京都市を含む京都府域のすべての特定事業者が、京都府に直接提出します。京都市には提出不要です。
5	京都市内及び京都市以外の京都府内に事業所等がある場合、全てを合算して報告するのか。	お見込みのとおりです。
5	新しく報告することとなるため、提出期限を延長するといった措置はないのか。	京都府地球温暖化対策条例施行規則で提出期限を定めており、延長はありません。

■「再生可能エネルギー導入等状況報告書制度」に関するQA

スライド 番号	質問	回答
2	再エネ導入等状況報告書は、京都市にも提出するのか。	京都市を含む京都府域のすべての特定事業者が、京都府に直接提出します。京都市には提出不要です。
2	京都市内のみ事業所等がある場合、再エネ導入等状況報告書は提出不要か。	京都市を含む京都府域のすべての特定事業者が、京都府に直接提出します。京都市には提出不要です。